



宮 崎 県 公 報

平成20年10月30日 (木曜日) 号外 第 62 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○狩猟期間の延長…………… (自然環境課) 1

○禁止猟法の一部解除…………… (自然環境課) 1
○鳥獣保護区の更新 (13件) …… (“) 1
○鳥獣保護区特別保護地区の指定…………… (“) 4
○休猟区の指定 (3件) …… (“) 4

告 示

宮崎県告示第 813号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 狩猟期間を延長する鳥獣
イノシシ
- 2 狩猟期間を延長する区域
県内全域
- 3 延長する狩猟期間
毎年11月15日から翌年3月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間
平成20年11月1日から平成24年3月31日まで

宮崎県告示第 814号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定により禁止された猟法の一部を解除する。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 禁止された猟法の一部を解除する鳥獣
イノシシ及びニホンジカ
- 2 禁止された猟法の一部を解除する区域
県内全域
- 3 禁止された猟法のうち一部を解除する猟法
くくりわな (輪の直径が12cmを超えるもの)
- 4 禁止された猟法の一部を解除する期間
平成20年11月1日から平成24年3月31日まで

宮崎県告示第 815号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 984号で指定した冠岳鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称

冠岳鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日向市東郷町大字山陰字横瀬に所在する冠橋の耳川右岸を起点とし、林道熊山線に沿って南西へ 3,300メートル進み、同所から北西へ進み耳川と坪谷川とが交わる地点の右岸へ至り、同所から耳川右岸に沿って下り起点へと至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 816号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 984号で指定した川原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

川原鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

木城町大字川原に所在する小丸川右岸と主要地方道都農綾線の川原橋西詰めの交点を起点として、同所から同主要地方道を東に進み比木橋北詰めの交点に至り、同所から同橋を南西に進み比木橋南詰めに至り、同所から小丸川右岸を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 817号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 984号で指定した平成の森鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

平成の森鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

小崎市大字細野に所在する一般県道霧島公園小林線と民有林林道皇子原・夷守台線との接点を起点とし、同所から同林道を南東に進み国有林林道大幡林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森と宮崎森林管理署都城支署定木国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北北東に進み一般県道霧島公園小林線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 818号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 985号で指定した行藤山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

行藤山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎県むかばき青少年自然の家入口を起点とし、市道舞野行藤線を南進し門守橋に至り、同橋から約 300メートル南進した地点に至り、同所から西へ約 800メートル進んだ地点に至り、同所から北北西に約 600メートル進み日延岡市と旧北方町の旧市町境に至り、同所から同旧市町境を北進し通称鳥の巣山に至り、同所から稜線沿いに南下し市道舞野行藤線に至り、同所から道路を離れ西南西へ約 900メートル進み市道舞野行藤線に至り、同所から同市道を南下し起点に至る線にて囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 819号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 985号で指定した殿所鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

殿所鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市大字平山字丸山の国道 220号線と一般県道益安平山線との交点を起点とし、同交点から同国道を北東へ進み風田浜突端まで至り、同所から風田浜の汀線沿いに南西へ進み広渡川河口右岸へ至り、同所から同右岸を北西へ進み堀川運河取水口を経て右岸堤防に至り、同所から同堤防を北西へ進み妻手川河口右岸へ至り、同所から同右岸を西へ進み市道油津星倉線へ至り、同所から同市道を北西へ進み主要地方道県道日南高岡線との交点へ至り、同交点から同県道を北東へ進み酒谷川左岸へ至り、同所から同左岸を

北西に進み一般県道郷之原日南線との交点へ至り、同所から同県道を東及び北へ進み日南市と北郷町の市町境に至り、同所から同市町境を東へ進み広渡川右岸へ至り、同所から同右岸を北東へ進み一般県道内之田松永線の松永橋北端に至り、同所から同県道を南東へ進み主要地方道県道日南高岡線との交点へ至り、同所から同県道を南へ進み一般県道益安平山線との交点に至り、同所から同県道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 820号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 986号で指定した富士鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

富士鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市富士の三角点を起点とし、同所から北の谷間を下り富士漁港小湊のほぼ中部に至り、同所から南東へ海岸沿いに荒岬鼻、観音礁、瀬平崎を経て、小日井湾鶴の石と起点を結ぶ線との交点に至り、同交点から北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 821号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 986号で指定した油津鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

油津鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市油津の広渡橋南端を起点とし、同所から東へ進み広渡川河口右岸へ至り、同所から南へ梅ヶ浜海岸を経て同海岸先端の岩礁へ至り、同所から日向灘海上を南へ進み地松島、沖松島、裸八重、七ツ岩、ヒロ岩を経て外浦崎北端へ至り、同所から日向灘海上を西へ進み日南市大堂津の細田川河口左岸に至り、同所から同左岸を北東へ進み国道 220号の細田橋北端へ至り、同所から同国道を北北西へ進み大堂津集落を経て起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 822号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 986号で指定した榎原中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

榎原中学校鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

町道榎原上講線沿いの南郷町立榎原中学校の石碑を起点とし、同所から同中学校正門に至る道路を北へ進み招魂墓地の門に至り、同所から招魂墓地へ続く歩道を北へ進み招魂碑に至り、同所から尾根伝いに西北に進み主要地方道県道酒谷榎原線に至り、同所から同県道を横断し民有林を通る歩道の終点に至り、同所から北東に降りる谷を下り主要地方道酒谷榎原線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み町道榎原上講線との交点に至り、同所から同町道を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 823号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 986号で指定した陰陽石鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

陰陽石鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

小林市大字東方に所在する国道 265号と岩瀬川左岸との交点を起点とし、同所から同河川を北に廻り市道二原・下津佐線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道木切倉・瀬ノ口線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道小川・野中田線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道陰陽石・瀬の口線との交点に至り、同所から同市道を南南東に進み国道 265号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 824号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 987号で指定した東都農鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

東都農鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

都農町大字川北に所在するJR東都農駅と県道都農停車場線との交点を起点として、同所から同県道を西に進み国道10号との交点に至り、同所から同国道を北に進み都農町と日向市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み汀線との交点に至り、同所から同汀線を南に進み町道山末17号の延長線との交点に至り、同所から同延長線及び同町道を西に進み町道山末16号との交点に至り、同所から町道16号を北に進み起点に至る線によって囲まれた区域、並びに都農町と日向市との境界線と汀線との交点を起点として汀線に対し直角に海域を 500メートル東へ進んだ点、町道17号の延長線と汀線との交点から汀線に対し直角に海域を 500メートル東へ進んだ点、町道山末17号の延長線と汀線の交点及び起点を順次直線で結んだ区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 825号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 988号で指定した檜葉鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

檜葉鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

美郷町南郷区大字上渡川字檜葉に所在する檜葉谷と町道門田白水滝線との交点を起点とし、同所から同町道を南に進み林道渡川大藪線との交点に至り、同所から同林道を西に進み檜葉オートキャンプ場東に隣接する神山谷との交点に至り、同所から同谷を南西（上流）に進み林道渡川大藪線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み最初の尾根との交点に至り、同所から尾根を西に進み林道渡川大藪線との交点に至り、同所から同林道を南に進み美郷町南郷区と西都市との境界線に至り、同所から同境界線を北東に進み椎葉村との境界線に至り、同所から同境界線を北に進み三方岳に至り、同所から同境界線を東に進み宮崎北部森林管理署檜葉国有林 263林班と 262林班の境界地点に至り、同所から同国有林 263林班と民有林界に沿って南に進み檜葉谷との交点に至り、同所から同谷を南東（下流）に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 826号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 989号で指定した十三塚運動公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称
十三塚運動公園鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
小林市大字南西方に所在する市道十三塚 2 号線と市道十三塚・石水線との交点を起点とし、同所から同市道を東南東に進み市道売子木・十三塚線との接点に至り、同所から同市道を東南東に進み市道板橋・十三塚線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道岡・板橋線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み作業道との交点に至り、同所から同作業道を南に進み主要地方道京町小林線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道下尻・今別府線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道刈目 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道十三塚・広庭線との交点に至り、同所から同市道を東北東に進み市道十三塚 2 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 827号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成10年宮崎県告示第 990号で指定した城山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称
城山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
南那珂郡南郷町大字中村に所在する J R 九州南郷駅と国道 220 号線との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み一般県道北方南郷線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み一般県道日南南郷線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道赤坂線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道宮越線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み国道 220 号線との交点に至り、同所から同国道を南東に進み県道日井津港線との交点に至り、同所から国道 220 号線をさらに南西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 828号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、榎葉鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特別保護地区の名称
榎葉鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域

美郷町南郷区大字上渡川字榎葉に所在する林道渡川大藪線榎鼻峠を起点とし、同所から椎葉村境の尾根を北の三方岳に向かって 1,900メートル進み、同所から東に原生林の林縁に沿って 1,200メートル進み、同所から南に進み榎葉谷支流の水源地に至り、同所から南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 829号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 休猟区の名称
寒川休猟区
- 2 休猟区の区域
西都市と西米良村との境界線に所在する三角点（1,065.7メートル）を起点とし、同所から同境界線を北に進み蛇籠川との交点に至り、同所から同川右岸を東に進み西都児湯森林管理署寒川国有林 115林班と民有林との境界線との交点に至り、同所から同国有林 115林班、116林班、次いで前ノ谷国有林 113林班、114林班の林班界を南に進み前川との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み前ノ谷国有林 109林班と 110林班との林班界に至り、同所から同林班界を北に進み前ノ谷国有林 109林班と民有林との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 休猟区の存続期間
平成20年11月1日から平成23年10月31日まで

宮崎県告示第 830号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 休猟区の名称
江平・縄瀬休猟区
- 2 休猟区の区域
都城市高崎町縄瀬に所在する市道横谷霧島大橋線と国道 221号の交点を起点とし、同所から同国道を北に進み主要地方道都城野尻線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み市道炭床上轟線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道切藤上轟線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道蔵元吉村線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般県道有水高原線との交点に至り、同所から同一般県道を南に進み市道薬師城ヶ迫線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道横谷霧島大橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 休猟区の存続期間
平成20年11月1日から平成23年10月31日まで

宮崎県告示第 831号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 休猟区の名称

高畑休猟区

2 休猟区の区域

北諸県郡三股町大字宮村に所在する主要地方道都城東環状線と町道大鷲巢高畑線との交点を起点とし、同所から同町道を東に進み国有林林道高畑線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み宮崎森林管理署都城支署柴立国有林98林班と99林班の境界の交点に至り、同所から同境界を南東に進み三股町と日南市の市町境との交点に至り、同所から同境を南西に進み都城市と三股町の市町境との接点に至り、同所から同境を南西に進み主要地方道都城東環状線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 休猟区の存続期間

平成20年11月1日から平成23年10月31日まで